

平成18年3月29日
消 防 消 第 4 3 号

各都道府県消防防災担当部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消防吏員の階級準則及び消防団員の階級準則の一部改正について（通知）

消防吏員の階級準則（昭和37年消防庁告示第6号）及び消防団員の階級準則（昭和39年消防庁告示第5号）の一部を改正する件が本日告示され、即日施行されました（[平成18年消防庁告示第11号](#)及び[同第12号](#)）。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県消防防災担当部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 題名の改正

消防吏員の階級準則及び消防団員の階級準則は、それぞれ消防組織法第14条の4第2項及び第15条の6第2項に基づく消防庁の定める基準であるところ、その法的な位置付けを明確にするために、題名をそれぞれ「消防吏員の階級の基準」及び「消防団員の階級の基準」に改めたこと。

なお、題名が改められても、市町村としては両基準に従い市町村の規則で階級を定めるべきであるという両基準のこれまでの法的な位置付けを変更するものではないこと。

2 指定都市が加入する組合の取扱い

改正前の消防吏員の階級準則第2条第2号において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の政令で指定する人口50万以上の市の消防長は消防司監の階級を用いることができるとしているが、指定都市が加入する組合についても、指定都市と同等以上の規模を備えていることから、当該組合の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとしたこと。

3 施行期日 公布の日